

排ガス処理装置保守点検業務仕様書

1 委託業務の名称

排ガス処理装置保守点検業務

2 委託業務の概要及び目的

本件は、福島県環境創造センター環境放射線センターの局所排気装置（ドラフトチャンパー）及び排ガス処理装置について、労働安全衛生法第45条第1項の規定に基づき、有機溶剤及び特定化学物質などを使用する実験室に設置されている装置の機能を常に最善の状態に維持し、また効率的な業務運営を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により保全管理業務を行うことを目的とする。

3 実施場所

福島県環境創造センター環境放射線センター
(福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-169)

4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 作業内容

- (1) 局所排気装置の定期自主検査指針に基づく点検。
- (2) 局所排気装置の性能を確保するために必要な排ガス処理装置の点検及び内部清掃。
- (3) その他必要と認められる立会い、修繕、連絡調整に関すること。

6 保全管理業務の実施

- (1) 保全管理業務の詳細は、別紙1「排ガス処理施設保守点検業務細目」及び別紙2「点検項目」による。
- (2) 保全管理上必要な業務については、契約書、本仕様書に定めがなくとも誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書、業務従事者名簿及び緊急連絡体制図を作成し、これを発注者へ事前に提出し、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を受けること。実施計画等の変更を要する場合も同様とする。また、業務を行う際は発注者と事前に日程を調整し、業務従事者は業務中において作業員証を携行すること。
- (4) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、また、障害が発生した場合は、直ちに適切な処置を行ったうえで、発注者にその結果を報告すること。
- (5) 業務実施日以外の日において、担当職員等が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置

を行わないと障害の発生を未然に防止できないと判断した場合、又は、既に障害が発生しており、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、発注者が業務従事者を直ちに招集するため受注者に連絡したときは、受注者は、遅滞なく業務従事者を派遣させること。

(6) 修繕等の対応については、以下のとおりとする。

ア 突然障害が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、指示により速やかに必要な処置を講ずること。

イ 業務の結果、部品の取替え又は修繕を要すると認めたときは、その都度遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。

ウ 上記ア及びイに係る経費は、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由により修繕等の費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(7) 業務の実施に要する光熱水費は、発注者の負担とする。また、業務の実施に要する消耗品及び工作器材は、受注者の費用負担により受注者が用意するものとする。

(8) 業務の結果生じる使用済み部品等の廃棄物は、受注者の責任により処分するものとする。

(9) 別途費用が発生する場合は担当職員と都度協議を行い決定すること。

7 業務実施に係る提出書類

(1) 着手届及び上記6-(3)で定める書類については、契約締結後速やかに発注者へ提出すること。

(2) 受注者は、保守点検等の実施結果及び設備の異常や障害に係る対応結果について、業務報告書により速やかに発注者へ提出し、発注者の承諾を受けること。また、業務終了後3年間保存すること。

8 業務従事者

(1) 業務従事者のうち1名以上は、当該設備の点検・調整に必要な管工事施工管理技士の資格を有する者とする。

(2) 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。

(3) 発注者は、業務従事者として不相当と認められた者について、受注者と協議して交代を求めることができる。

(4) 受注者は、業務従事者が転任又は転職等の事情により当該委託業務の業務従事者の職を降る場合には、原則として事前に発注者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎを行い業務に支障のないよう対応すること。

9 受注者の義務

- (1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者からの連絡に基づき速やかに対応できる体制を確保しておかなければならない。
- (2) 受注者は、上記4の委託期間中、当該委託業務の他に、受注者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 発注者が必要ありと認めた場合は、受注者は、前回の受注業者からの業務引継及び次回の受注業者への業務引継を行うこと。なお、これらの業務引継に要する費用は、全て受注者の負担とする。また、これらの業務引継を実施する時期は、発注者の指示による。

10 相互協力

受注者は、当該委託業務に必要なものについて、発注者と相互に協力して適切な業務を行うものとする。

11 点検履行に関する保証

受注者に明らかな過失がある場合の故障、災害などに関して期間、期限に限らず一切の責任を負うものとする。

作業員の故意又は過失により生じた事故などで設備、機器等に障害を与えた場合は、受注者はその損害について賠償の責を負うものとする。

別紙1

排ガス処理装置保守点検項目

1 設備一覧

型式及び数量：オリエンタル技研工業株式会社

(1) 塩ビ製ドラフトチャンバー (GX-1500ⅡHCS)	2台	2階ドラフト室
(2) 塩ビ製ドラフトチャンバー (GX-1800ⅡHCS)	2台	2階ドラフト室
(3) カリフォルニアフード (GCH-1600PVCS)	1台	2階ドラフト室
(4) 卓上フード (GCH-ASI-900Ⅱ)	2台	2階 試料調整室
(5) 排ガス洗浄装置 (白煙除去装置含む) (FSW-108+HWP1301)		1式 屋上
(6) 排気ファン及びダクト (2階灰化室、乾燥室系統)		1台 屋上
(7) 排気ファン及びダクト (2階灰化室、乾燥室、試料前処理室系統)		1台 屋上
(8) 塩ビ製ドラフトチャンバー (GX-Ⅱ-1800S)	3台	2階機器分析室
(9) カリフォルニアフード (GCH-1500PVCS)	1台	2階機器分析室
(10) 卓上フード (DFD31-BV18-AA0T)	2台	2階放射化学処理室
(11) 卓上フード (DFD32-BH24-AA0T)	1台	2階試料濃縮室
(12) 卓上フード (DFD31-BV15-AA00)	1台	2階試料濃縮室
(13) 排ガス処理装置 (AMVSK-80)	1台	建物1階北東側

2 保守点検実施回数

- ・定期点検 2回/年
- ・簡易点検 2回/年
- ・排ガス処理装置清掃 2回/年
- ・各装置の清掃 2回/年

※実施時期については、発注者と受注者で協議の上、決定致します。

3 点検作業内容及び点検内容

点検項目の詳細は別紙2及び別紙3のとおりとし、通常保守には、対象機器へのグリース注入、センサーの洗浄、pH計の内部液の補充、校正などを含みます。